

いいね！押ししてね！
〜守口市公式 Facebook〜

Facebook(フェイスブック)は世界中で利用されているSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)で、インターネット上でさまざまなつながりを作ることができるサービスです。

守口市Facebook ページはどなたでも閲覧することができます。

守口市Facebook ページの「いいね」ボタンを押ししたり、コメントを投稿するためには、アカウント登録が必要です。13歳以上であれば無料でアカウント登録ができます。Facebookの利用方法については、「Facebook ヘルプセンター」でご確認ください。

HP <https://www.facebook.com/help/?hq=wall>

問 広報広聴課
TEL 06・6992・1353



消費生活センターだより
レンタルオーナー契約に
ご注意！

【相談事例】
半年前、元本保証で高利回りの投資をしないか」と業者から電話があった。来訪して詳細を説明したいというので来てもらった。業者によると「パチスロ機を40万円で購入してもらおうが、同時に当社とそのパチスロ機のレンタル契約を結んでもらう。貸主となるあなたは、購入代金を24回に分割した分と配当として年利回り4%のレンタル料を2年間毎月振り込む」という説明を聞いた。いい話だと思いいパチスロ機を購入する契約とそのパチスロ機を貸し出す契約をし、代金を支払った。しばらくは、説明通りの額が振り込まれていたが、今月経営状況が悪化したため、配当の振り込みができなくなったと文書が届いた。解約したい。

【解説】
消費生活センターには、業者から電話や訪問などで「元本保証で高利回り」などとあったかも「投資」や「出資」、「預

平成29年
守口市成人式
〜1月9日(祝)〜

【内・時】
▽受付開始 午前9時30分
▽式典 午前10時30分〜
11時

場 市民体育館大体育室

【対】平成8年4月2日〜平成9年4月1日の間に生まれ、守口市に住居登録をしている人

【注】入場整理券のない人(忘れた人を含む)や、午前10時25分を過ぎてからの入場はできません。

また、入場は原則新成人のみです。

問 スポーツ・青少年課

TEL 06・6995・3159



昨年の様子

例月出納検査の結果

市の例月出納検査は、平成28年10月18日〜24日まで、伊藤正伸、山川勇一、上田敦の各監査委員によって行われました。その結果、平成28年9月末日における各会計の収支

は、左表のとおりであり、正確であることが認められました。

問 監査委員事務局
TEL 06・6992・1795

会計別	区分	金額(円)
一般会計	収入額	29,691,808,984
	支出額	26,522,180,700
	収支差引額	3,169,628,284
	(繰替)特別会計国民健康保険事業へ	△ 800,000,000
	差引残額	2,369,628,284
特別会計 国民健康保険事業	収入額	8,976,768,044
	支出額	9,695,899,031
	収支差引額	△ 719,130,987
	(繰替)一般会計より	800,000,000
	差引残額	80,869,013
特別会計 後期高齢者医療事業	収入額	774,695,156
	支出額	503,081,702
	収支差引額	271,613,454
水道事業会計	収益の部	
	収入	1,296,151,938
	支出	1,081,988,943
	収支差引額	214,162,995
資本の部	収入	0
	支出	510,954,220
	収支差引額	△ 510,954,220
	下水道事業会計	収益の部
収入	2,083,568,721	
支出	1,544,367,623	
収支差引額	539,201,098	
資本の部	収入	56,982,000
	支出	743,610,447
	収支差引額	△ 686,628,447



金」のように勧誘され、商品の売買契約と賃貸借(レンタル)契約などを同時にしたという相談が寄せられています。相談における契約内容は次のようなものです。

消費者は、業者と商品の売買契約と購入した商品を一定期間貸し出す賃貸借契約(レンタルオーナー契約)を結び、商品代金を業者に支払います。購入した商品は消費者には引き渡されず、商品を業者に貸し出します。業者は、消費者の商品を第三者に転貸するレンタル事業を行うとしており、レンタル事業から得た収益から、消費者に商品のレンタル料を支払うことになっています。レンタル期間経過後に、消費者が支払った額と同額で買い取るものもあります。

「元本保証」「高配当」「利子」などと勧誘していることもありますが、投資や出資、預金の契約ではありません。「元本保証」「高配当」などの勧誘はうのみにしないようにしましょう。

問 消費生活センター
相談専用電話
TEL 06-6998-3600
時 9:30~16:30
土・日・祝日の相談窓口
消費者ホットライン
TEL 局番なしの188
時 10:00~16:00

新春かるた会

新春の伝統的なかるた遊びを、皆さんで楽しんでみませんか！

時 1月14日(土)午前10時

場 もりぐち歴史館「旧中西家住宅」

内 いろいろかるた、百人一首
備 大阪大学競技かるた会の皆さんにお手伝いをしていただきます。

定 先着50人
注 電話での受け付けのみ
¥ 大人200円、高・大学生150円(入館料)

備 市内の小中義務教育学校の児童・生徒は無料

申・問 1月5日(木)午前10時から同館

TEL 06・6903・3601

注 毎週月・火水曜日および年末年始は休館



昨年の様子

「もりぐち暮らしの便利帳」を
無料配付

(株)サイネックスと官民協働事業で作成していた「もりぐち暮らしの便利帳2017」が完成し、2月上旬までに各家庭に配付します。市の業務や利用できる施設・サービス、日常生活に必要な情報なども掲載していますので活用してください。

なお、新たに転入してきた人は総合窓口課でお渡します。

問 広報広聴課
TEL 06-6992-1353

